（貯金者等に対する情報の提供）

第八条　［略］

［２～４　略］

５　組合又は連合会は、一の貯金等に係る契約の締結について、当該組合若しくは連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が貯金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貯金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［略］

２　［略］

３　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務を除く。）とする。

［一～四の二　略］

四の三　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

四の四～四の七　［略］

［五～十五　略］

４　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

［一～三の四　略］

三の五　保険媒介業務

［四～二十八　略］

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　［略］

２　［略］

３　法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十四項第一号イにおいて同じ。）及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

［４～６　略］

７　法第八十七条の二第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条　［同上］

［２～４　同上］

［項を加える。］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［同上］

２　［同上］

３　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

［一～四の二　同上］

［号を加える。］

四の三～四の六　［同上］

［五～十五　同上］

４　［同上］

［一～三の四　同上］

［号を加える。］

［四～二十八　同上］

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条　［同上］

２　［同上］

３　法第八十七条の二第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

［４～６　同上］

７　［同上］